平成２９年（フ）第２４０７号
札幌市東区北12条東11丁目１番19号　斉藤メゾネット101号
債務者　赤尾　亮太
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１７号
札幌市中央区南２条西18丁目291番地73　ｆｅｌｉｚ円山401号
債務者　森山　彩香
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５７号
札幌市手稲区前田６条16丁目10番21号
債務者　出戸みち子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２号
札幌市豊平区西岡４条２丁目８番12号
債務者　松田　一典
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９号
北海道恵庭市恵み野北５丁目５番６
債務者　辻石　昌伸
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９号
札幌市東区北35条東13丁目３番２号
債務者　伊藤　佳子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９号
札幌市豊平区平岸３条４丁目６番８号　カーサメリーナ203号
債務者　立花　　翔
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４号
札幌市北区百合が原９丁目12番１号　ハイセレールファクトリー101号
債務者　菅原　秀夫
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
北海道士別市西四条10丁目199番地20
債務者　福士　輝美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第２０号
北海道稚内市中央４丁目15番39―405号　ハイツあさかぜ
債務者　長谷川直樹
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成３０年（フ）第１号
北海道網走市南10条西３丁目３番地の８
債務者　小玉　裕子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第２号
北海道網走市南10条西３丁目３番地の８
債務者　小玉　睦美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第３号
北海道網走市南10条西３丁目３番地の８
債務者　小玉由加里
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第４１５号
盛岡市東松園１丁目30番11―401号
債務者　芳賀　美穂（旧姓滝沢）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４１７号
盛岡市東見前１地割87番地　イーハトーヴＤ201号
債務者　西塚　茉美（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１５号
岩手県花巻市台第３地割34番地１、旧住所岩手県花巻市松園町365番地４
債務者　八重樫友美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６４２号
埼玉県所沢市大字上山口2190番地の７　所沢南パーク・ホームズ207
債務者　江戸健三郎
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６４３号
埼玉県所沢市大字山口2648番地の１　レオパレス鶴舞201、前住所埼玉県所沢市大字上山口2190番地の７　所沢南パーク・ホームズ207
債務者　和田　　操（旧姓江戸）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部